

年休取得に問題あり！

3月25日、大阪仕業検査車両所で仕業班の4月分の勤務表が発表されました。この勤務表を見ると仕業班長、申告担当者、仕業担当者は合計49名ですが、仕業班全員で約130日の年休請求に対して、すべての社員の年休を合計しても12日しか発給して、その大半が公休や特休に振り替えられています。

このままでは20日間の年休が消化できず、年休を失効する社員が大勢出ることが予想されます。

では、仕業班全体で一ヶ月に何日の年休を発給する必要があるのでしょうか。

簡単な計算です。

年休は4月に20日付与されますが、この20日を1年間で完全消化するためには $20日 \div 12ヶ月 = 1.66日$ と、一社員、一ヶ月、1日か2日の発給が必要です。つまり、 $1.66日 \times 49人 = 81.6日$ と、一ヶ月に平均したら82日の年休を発給する必要があるのです。

年休取得ができないのは要員不足！

仕業班の要員は足りていません。会社はこの事実を隠すために、年休が請求された日を時季変更した上で、公休や特休を指定しているのです。休みなら休日の種別など関係ないとも思っているのでしょうか。

事実、2月7日、申第16号「休日指定予定日公表の廃止」に関する申し入れについて東海労本部と本社との業務委員会でも、会社は「社員としては、休みたい日に年休が一時的に入らなくても特休でも公休でも『休み』になるのだから、それで良いのではないのか」と言っているのです。ここに、休日指定予定日の公表廃止の本質があります。年休が請求された日に特休・公休を指定するために休日指定予定日の公表を廃止したのです。

つまり、この影響で、年度末にいくら年休が失効しようとも会社にとって痛くも痒くもないのです。会社は社員に公休と特休を合わせて120日の休日と年間20日の年休を付与する義務があります。

私たちは要員の確保、年休の完全取得のために闘っていきます！

年休を流すことは「自分のお金を溝に捨てる」ことと同じです。

みんなで声を上げていきましょう！